

宴会・催事規約

当ホテルでは、宴会または催物のご利用に関して下記の通り規約をもうけておりますので、予めご了承ください。

1. お取り決めの範囲について

ホテルが宴会または催物(以下、宴会等と称します)および宴会場の利用等に関して締結する契約(以下、宴会等契約と称します)は、この規約の定めるところによるものとし、この規約に定めのない事項につきましては、法令または一般に確立された慣習によるものとさせていただきます。但し、ご結婚式ご披露宴につきましては、別途もうけた「ご結婚式・ご披露宴利用規約」によるものとさせていただきます。

2. ご契約のお申込みについて

ホテルに宴会等契約のお申込みをされる場合は、ホテル所定の申込書に次の事項をご入力ください。

①宴会等主催者名 ②宴会等開催日および開催時間 ③宴会等の内容 ④その他ホテルが必要と認める事項

3. ご契約の成立およびお支払いについて

- 宴会等契約は、ホテルがご契約のお申込みを承諾し、申込金を受領したときに成立するものとさせていただきます。但し、ホテルが申込金の支払いを求めなかった場合は、宴会等契約はホテルがご契約のお申込みを承諾したときに成立するものとさせていただきます。
- 宴会等契約が成立したときは、宴会見積金額から申込金を差し引いた金額を前払金としてホテルが指定する日までに現金またはホテル指定の銀行口座への振込にてお支払いいただきます。
- 前払金をホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宴会等契約はその効力を失うものといたします。この場合、別表に掲げるところにより、取消料を申し受けます。申込金は、取消料に充当させていただきます。
- 残金につきましては、宴会等終了後に請求させていただきますので、ホテルが別途指定する日までにホテル指定の銀行口座への振込にてご精算いただきます。
- なお、申込金および前払金に余剰が出たときは、お客様の銀行口座にお振込みにより返金させていただきます。

4. お客様よりのご契約お取消しについて

- お客様は、ホテルに通知の上、宴会等契約をお取消しすることができます。
- お客様の都合により宴会等契約の全部または一部をお取消される場合には、別表に掲げるところにより、取消料を申し受けます。
なお、申込金または前払金は、別表に掲げる取消料に充当し、残額があればお返しいたします。
- 延期は、原則としてお取消しの取り扱いに準じます。

[別表] ■ 取消料

ホテルが契約取消しの通知を受けた日		取消料金の内容
ご宴会当日の	181日以前	なし(申込金全額ご返金)。但し手配済のものは実費請求させていただきます。
	180日以内で121日迄	ご予約宴会場 正規会場費の30%。加えて、手配済のものは実費請求させていただきます。
	120日以内で91日迄	ご予約宴会場 正規会場費の50%。加えて、手配済のものは実費請求させていただきます。
	90日以内で61日迄	ご予約宴会場 正規会場費の80%。加えて、手配済のものは実費請求させていただきます。
	60日以内で31日迄	宴会等見積額の50%。加えて、手配済のものは実費請求させていただきます。
	30日以内で11日迄	宴会等見積額の70%。加えて、手配済のものは実費請求させていただきます。
	10日以内で前日迄	宴会等見積額の80%。加えて、手配済のものは実費請求させていただきます。
	当日	宴会等見積報金額。

5. ホテルよりのご契約取消しについて

ホテルは、次に掲げる場合においては、宴会等契約を取消させていただくことがあります。この場合、契約取消に伴う損害賠償等はいたしかねますので、ご了承ください。

- お客様または宴会等への出席者が、宴会等に関し、第11条①ないし⑧の規定に違反する場合、またはそのおそれがあると認められるとき
- お客様または宴会等の出席者が暴力団もしくはこれの支配下にあるもの、その他反社会的勢力であるとき
- ホテルもしくはホテルの従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、宴会等に関し合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様の行為を行ったと認められるとき
- 宴会等に対して、抗議行動、いやがらせ等が予想され、他のお客様や近隣地域に迷惑がかかる蓋然性が高いとき
- お客様または宴会等への出席者が、感染症であることが明らかで、他人への感染拡大を防ぐ必要があると判断されるとき
- 天災または施設の故障、その他やむを得ない事由により宴会場を使用することができないとき

6. 使用時間と追加料金について

宴会場等のご使用開始から終了までのご契約時間(以下、宴会時間と称します)を超過した場合は、別に定める追加料金を申し受けます。但し、次の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございます。

7. 有料人数の変更について

料理等を用意する人数(以下、有料人数と称します)のご変更は、宴会等の開催日の2日前の正午までにホテル担当係員にお知らせください。期限までにご連絡なく、宴会等の開催日の出席客数が当初の有料人数より減少した場合は、当初の有料人数分の料金を申し受けます。また、変更のご連絡をいただいた時点で既に発注済みの別注品については、その料金を申し受けます。

8. 装飾・余興等のお手配について

宴会等に関連する装飾、音楽、照明、余興およびレセプタント等につきましては、ホテルより指定業者に手配させていただきます。ホテルの指定業者以外の業者を利用される場合は事前に、ホテルの了解を得てください。

9. 直接ご依頼の業者に対する説明について

ホテルの了解のもとに直接お客様が依頼した業者が行う、宴会等に関連する装飾、余興等の機器および材料の搬入、搬出または看板のサイズ、その取り付け方法、設置場所等の設定につきましては、ホテルの美観、動線などを踏まえて一定のルールのもとに実施していただくように、ホテルがその業者の方々に説明申し上げますので、必ず事前にホテル担当係員までご連絡ください。

10. 損害賠償について

- お客様およびお客様側の全ての関係者(出席客、お客様が直接依頼した業者を含む)は、ホテルの施設、什器備品等を損傷されないよう十分ご注意ください。もし、施設、什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修理に関して、ホテルより指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理されるか、またはその損害の賠償金をご負担していただきます。
- 宴会等代金および取消料につき、ホテルが定めた支払日までにお支払い無き場合は、延滞金(1年を365日として日割計算、年率6%)を申し受けます。

11. 禁止事項及びお断り事項について

次に掲げる各事項につきましては、禁止およびお断り事項となっておりますのでご遠慮願います。

- ①犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜類等の持ち込み(身体障害者補助犬を除く)
- ②発火または引火性の物品の持ち込み
- ③悪臭を発生するものの持ち込み
- ④とばく等風紀を乱す行為または他のお客様の迷惑になるような言動
- ⑤備付品の移動
- ⑥使用目的以外のご利用
- ⑦その他法令または公序良俗に反する行為
- ⑧太鼓等の打楽器および編成バンドの演奏につきましては、他会場に影響を与えるためお断り申し上げます。(ただし事前に担当係員にご相談いただければ調整可能な場合がございます。なお、事前にご相談無き場合は、お断り申し上げますので、よろしくお断り申し上げます。)

12. その他

- ホテルでは、所定の料金以外のお心付などは一切ご辞退申し上げます。
- ホテル内において、お客様側の管理下で発生した事故、盗難につきましては、ホテルは一切責任を負いませんので、十分ご注意ください。